

医療法人財団倉田会くらた病院（指定訪問リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人財団倉田会が開設するくらた病院が行う指定訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正かつ円滑な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防訪問リハビリテーションにおいては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、利用者の居宅において理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業所、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

7 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

8 前7項のほか、「平塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」(平成30年平塚市条例第19号)以下、「基準条例」に定める内容を厳守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業の名称等)

第4条 事業の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人財団倉田会くらた病院
- (2) 所在地 神奈川県平塚市東真土4丁目5番26号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業に従事する職員(以下「職員」という。)の職種、職員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(医師)
- (2) 理学療法士 15名(常勤12名、非常勤3名)

理学療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日は、月曜日から土曜日までとし、時間は午前8時30分から午後5時00分までとし、サービス提供時間を午前8時30分から12時 午後13時30分から17時00分とする。ただし、次に掲げる日については、当該事業は行わないものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 12月30日から翌年の1月3日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 機能訓練、運動療法、歩行訓練、基本動作訓練、ADL訓練等
- (2) 居宅生活への助言、指導(ホームエクササイズ、介助方法、住宅改装、介護用品の紹介等)

(3) 訪問リハビリテーション計画の作成

(4) 行政機関や保健、医療、福祉サービス事業者との連絡調整

2 事業所は、事業所の医師の診察に基づき、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の日安・時期等を記載した訪問リハビリテーション計画書（介護予防訪問リハビリテーション計画書）を作成するとともに、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリ計画）の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

3 理学療法士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容を診療録に記載する。

(利用料等)

第8条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容および支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、平塚市全域とする。

(衛生管理)

第10条 事業所は、従業者の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、事業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修および訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応)

第 11 条 従業者は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 12 条 事業所は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険組合連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報、秘密保持)

第 13 条 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面に得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所または養護者（利用者の家族等の高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時体制の早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的にするものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、従業者の資質向上のために、研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるた

め、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は倉田会くらた病院 院長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成18年 9月 1日から施行する。

この規定は、平成18年11月25日から一部改定施行する。

この規定は、平成19年 4月 1日から一部改定施行する。

この規定は、平成21年10月16日から一部改定施行する。

この規定は、平成21年12月25日から一部改定施行する。

この規定は、平成22年 4月 1日から一部改定施行する。

この規定は、平成23年 4月 1日から一部改定施行する。

この規定は、平成24年 2月 1日から一部改定施行する。

この規定は、平成31年 4月 1日から一部改定施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から一部改定施行する。

この規定は、令和 4年 4月 1日から一部改定施行する。

この規定は、令和 5年 4月 1日から一部改定施行する。

この規定は、令和 6年 6月 1日から一部改定施行する。